

新型インフルエンザ対策に関する意見書

新型インフルエンザの世界的流行（パンデミック）は国民の安全にかかわる重大な危機であり、365万人の人口を抱え、年間4,000万人を超える観光客が訪れる横浜市においても、その対策は緊急の課題となっている。

新型インフルエンザが発生した場合、感染拡大を防止するため、警察、自衛隊などと連携した、適切な初期対応を講ずる役割が自治体に求められている。

しかしながら、市民の安全確保や社会機能の維持・継続を図る際に必要となる権限にかかわる法的整備や国からの財源配分等については、今なお十分な措置がなされていない状況にある。

よって、国におかれては、新型インフルエンザに対する危機管理体制を強化するため、次の事項について早急な対応を図るよう強く要望する。

- 1 海港検疫の集約港である横浜港における水際対策をより確実なものにするため、横浜検疫所における検疫体制の強化、入院施設の確保、搬送体制の強化を早期に実施すること。
- 2 集客施設や宿泊施設等における感染拡大防止及び事業継続に関するガイドラインを策定し、これにかかわる自治体権限の法的整備と財政的支援を行うこと。
- 3 医療機関等が設置する発熱外来等にかかわる費用について財政的支援を行うとともに、必要な法的整備を行うこと。また、患者等の搬送体制についても法的整備を含め現行体制の見直しを図ること。
- 4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を強化するとともに、国備蓄分を都道府県に加え指定都市においても保管することとし、配付・使用の権限を与えること。
- 5 在日米軍においては、周辺自治体との密接な情報交換と検疫体制の確保等を図られるよう米国に要請すること。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて

横浜市議会議長

吉原 訓